資料５－１

医　第　５４４　号
令和２年６月１７日

病　院　長　　様

新潟県福祉保健部長

新潟県外来医療計画に係る医療機器の共同利用について（通知）

日頃、本県の医療行政に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和２年３月に策定した新潟県外来医療計画において、県は、病診連携の推進など地域内の効果的かつ効率的な医療機器の共同利用にかかる体制を構築するための基本的な方針を定めました。

医療機器を新たに購入する医療機関は、この方針の下、「共同利用計画」を作成し、県に提出いただく必要があります。

つきましては、下記のとおり「共同利用計画」に係る手続きを定めましたので通知します。

記

１　共同利用計画について

○　対象医療機器を新たに購入する医療機関は、新潟県外来医療計画で定めた共同利用の方針に基づき、「共同利用計画」を作成し、県に提出することとなります。

○　提出された「共同利用計画」は、地域医療構想調整会議の場において確認がなされます。

○　共同利用を行わない場合も、その理由について、同会議の場において確認がなされます。

※　共同利用計画が新潟県外来医療計画で定めた共同利用の方針に沿ったものとなっているかを確認するものであり、医療機関が対象医療機器を購入するにあたって、地域医療構想調整会議の合意等を得る必要があるというものではありません。

２　対象医療機器

①CT　②MRI　③放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）
④PET（PET 及び PET-CT）　⑤マンモグラフィー

３　共同利用計画の作成者

令和２年４月以降に、対象医療機器を新たに購入する（更新を含む）医療機関（歯科を除く）

４　記載事項及び共同利用計画様式

別紙のとおり

５　提出先及び提出期限

医療機関所在地を所管する地域振興局健康福祉（環境）部に機器を設置する前に提出

（新潟市内に所在する医療機関は新潟県福祉保健部福祉保健課企画調整室）

６　その他

共同利用計画の記載事項に変更があった場合、上記提出先に変更後の共同利用計画を提出してください。共同利用を行わない場合から共同利用を行う場合への変更等も同様です。

【参考：新潟県ホームページ（外来医療計画）】

https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/iyakukokuho/gairaikeikaku1.html

【参考：本県における共同利用の方針】

・今後人口減少が見込まれ、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中、医療機器についても効率的な活用を行う観点から、共同利用を推進します。
・推進にあたっては、個別の医療機関の事情にも配慮するとともに、「画像診断や治療における病病・病診・診診連携による紹介」など、可能なところから取り組むこととします。

担　当：医務薬事課地域医療班　川崎
電　話：025-280-5183